

平成30年 第12回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年11月28日(水) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員

なし

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認  
について(所有権移転) 2件

議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認  
について(利用権設定) 1件

第4 協議・連絡事項

- ・遊休農地の利用意向調査について
- ・農業委員会だよりの発行について
- ・農業委員会新年会の開催について
- ・平成31年第1回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成30年第12回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は19人中、19人全員でございます。総会成立の定足数に達しております。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(二宮会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「18番、清水 稔委員」、「19番、柴田 紳一郎委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。  
議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号23、24事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第55号、番号23、24について説明します。  
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,006㎡」、外8筆、計「7,171㎡」、3条無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「〇〇〇〇の共有持分2分の1を全て

譲受人に贈与したい」。譲受人は「〇〇〇〇の共有持分を全て譲受け、農業を行いたい」であります。

譲受人の経営面積「0 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

次、番号24、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「386 m<sup>2</sup>」、外3筆、計「2,657 m<sup>2</sup>」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「後継者に農地を贈与したい」。譲受人は「農地を譲受け、後継者としてますます農業に精進します」であります。

譲受人の経営面積「472.6 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

5 番

番号23、24を説明します。

番号23、「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇歳、譲受人「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇歳。

場所は、〇〇〇〇奥に入ったところで、山が何筆かあります。

〇〇〇〇歳のお母さんが普段は管理されていて、息子の「〇〇〇〇」さんが〇〇〇〇で勤務されていて、収穫なり、防除などを手伝っております。

彼は、〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇など、いろいろな職務を積極的に行っている〇〇〇〇であります。

次、番号24、「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇

○歳。「○○○○」さんと「○○○○」さんは、親子関係ですが、約5町経営されていて、地区でトップレベルの経営をされております。○○○○をされていて、地元の役を全て親子共々経験されています。以上でございます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、議案第56号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。  
番号57事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　議案第56号、番号57を説明します。  
農地の所在「○○○○」、地目現況「樹園地」、面積「116㎡」、外6筆、計「2,663㎡」。  
所有権を移転する者「○○○○」、「○○○○」。  
所有権の移転を受ける者「○○○○」、「○○○○」、経営面積「100.6a」、売買価格「○○○○」。  
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

7 番 　　番号57を説明します。  
所有権の移転を受ける者「○○○○」さん、○○○○を定年退職されまして、山をどんどん増やしているような状態です。  
所有権を移転する者「○○○○」さんについては、八幡浜においてある財産を全部処分したいということで、再三、この農業委員会にも出ています。  
○○○○としては、少し高い売買単価になっていますが、これにつ

きましては、農道沿いですぐに倉庫を建てられるような場所であるということでお互い話し合いが出来ておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

(「〇〇〇〇委員」退席)

議 長 続きまして、番号 58、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 58、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「112 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「211.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 番号 58 を説明します。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇、自分で耕作はできないということで、「〇〇〇〇」さんをお願いしました。  
「〇〇〇〇」さんは、とても優秀で、面倒見のいい人です。  
よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

(「〇〇〇〇委員」着席)

議長 続きまして、議案第 57 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」。  
番号 151、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 57 号を説明します。  
番号 151、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「549 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「15 年 4 カ月」。  
なお、「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっておりますが、父「〇〇〇〇」の経営する農地「約 48 a」を耕作していること。この度、借入をする農地を合わせると下限面積要件を満たすため、経営面積については問題ありません。  
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

13 番 番号 151 を説明します。  
貸し手の「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇ということで、あまり農作業の方もしていません。  
この農地も現在、廃園のような状態になっております。  
借り手の「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇で、休みの日には農作業をしているということで問題ないと思います。  
で、この農地ですが、「〇〇〇〇」さんが作っているところの中にありまして、廃園になっておりますので、そこもあたって苗木でも植えて作りたいということですので問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」  
番号 25、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 9 号、番号 25 を説明します。  
番号 25、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「116 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「1,100 m<sup>2</sup>」です。  
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
解約の理由「他の者と売買契約を締結するため」であります。  
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議・連絡事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 13時50分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年11月28日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 清 水 稔

議事録署名人 柴 田 紳一郎